

北部地域産業振興施設等調査検討業務 委託仕様書

本仕様書は、埼玉県（以下「県」という。）が受託者に委託して行う「北部地域産業振興施設等調査検討業務」（以下「本業務」という。）に関し、本業務の内容、成果品の仕様及び提出方法について定めるものである。

1 目的

「少子高齢化の進行」、「グローバル化の進展」、「情報通信技術（ICT）の高度化」、「新型コロナウイルスの世界的流行」など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しており、企業においては、SDGsやカーボンニュートラルへの対応、DXの推進などが求められている。

本県の北部地域（熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町）は、推計人口の減少率が本県全体の2倍以上となっており、特に20代の転出超過数が多くなっている。魅力ある雇用を創出することで、若年世代の転入・定着を促進するとともに、地域を支える産業が活発な活動を持続的に展開できる環境を整備することが重要である。

こうした課題に対応し、北部地域ひいては県全体の産業振興を図るため、「北部地域振興交流拠点（仮称）（以下「北部拠点」という。）」に導入する産業振興機能を検討する北部地域産業振興機能検討委員会（以下、「R4検討委員会」という。）を令和4年度に設置した。

R4検討委員会では、本県及び北部地域の現状・課題等の整理、北部拠点の関係者などへのニーズ調査・分析等の結果を踏まえ、求められる産業振興機能のニーズを明らかにするとともに、北部地域の産業振興機能の基本コンセプト及び導入すべき機能について提言を行った。

本業務は、R4検討委員会の提言を踏まえ、具体的な施設ニーズ等を把握するとともに北部拠点に導入すべき産業振興の機能を最大限発揮するためのソフト施策及び導入すべき施設についてモデルプラン等を報告書に取りまとめることで、北部地域に導入する産業振興施設の更なる検討に資するものとする。

2 業務内容

（1）北部拠点に関するニーズの調査・分析

昨年度の「北部地域産業振興機能等調査検討業務（以下、「R4業務」という。）」の報告書やR4検討委員会が提言した北部拠点に導入すべき産業振興機能を踏まえるとともに、R4検討委員会で提示されたモデルプランの整理を参考として、企業や金融機関、商工団体等にアンケートやヒアリング等を行い、具体的な施設ニーズ等を把握する。

なお、ニーズの把握に当たっては次の点に留意すること。

- ① (2)の実施を想定するソフト施策及び導入する産業振興施設の提案につながるよう、それぞれの機能にあった調査手法を提案すること、また、提案には、ニーズを把握するために必要となる企業数についても含めること
- ② 単に各主体が求める支援を聴取するのではなく、事業や施設に対するニーズが具体的に把握できるよう、調査手法を工夫すること
- ③ 北部地域からのニーズにとどまらず、全県的視点からのニーズも対象とすること
- ④ 調査内容や対象者等、具体的な実施方法については、県と協議の上決定し、令和5年7月を目途に調査・分析を実施するものとする。

(2) 北部拠点で実施を想定するソフト施策及び導入すべき産業振興施設の提案

R4検討委員会の提言において導入すべきとされた産業振興機能を踏まえるとともに、R4検討委員会で提示されたモデルプランの整理を参考として、その機能を最大限発揮するために実施するソフト施策及びソフト施策を踏まえた導入すべき産業振興施設と施設の構成を提案すること。

なお、提案に当たっては次の点に留意すること

- ① R4業務の調査結果や(1)で実施するニーズ調査・分析等の結果のほか、行政機関や民間事業者等による調査結果や社会経済情勢の変化、農業や環境など幅広い分野と連携した広義の産業振興の在り方等についても多角的に分析を行った上での提案とすること
- ② 北部拠点を継続的に活用できる提案とすること
- ③ R4検討委員会の提言におけるモデルプランの整理「導入すべき機能」を踏まえ、例示されたモデルプラン3案を参考とした提案とすること。
- ④ 各ソフト施策及び各施設の利用者について具体的にイメージできる提案とすること
- ⑤ 提案に当たっては以下の点を盛り込むこと
 - ・ 提案理由（ソフト施策及び施設ごとの必要性、需要見込み等も含む）
 - ・ 導入施設に求められる機能面・設備面の性能
 - ・ 導入施設及び導入施設に付属する施設の施設規模（施設ごとの面積）
 - ・ 期待される効果（北部地域ならではの利点があればそれも含む）
 - ・ ソフト施策の実施や施設を導入する上での課題（本県の事業や施設等との役割分担等も含む）
 - ・ 課題に対する方向性、対応策を検討した結果

(3) 「北部地域産業振興施設等検討委員会」の運営支援

県産業労働部が事務局を務める「北部地域産業振興施設等検討委員会」(以下「R5検討委員会」という。※)において、本業務を基に作成した資料を提供すること。また、県の求めに応じたR5検討委員会への参加や議事録作成等、随時県の要求に応じて支援を行うこと。

※ 有識者、経済界、地元自治体、県等の委員を構成メンバーとして年度内に4回程度開催を予定している。

(4) その他

- ① 事業予定地に北部拠点を建設するにあたり必要となる手続き及び留意すべき法令等に係る課題を整理すること
- ② 北部拠点に関し、今後の設計や建築にあたり利用可能な各種補助制度等、財源について調査し整理すること

3 履行期間

契約締結日～令和6年3月21日までとする。

4 成果物

(1) 成果物の提出

本業務における調査・分析、在り方の提案等をまとめた報告書及びその電子データ(Microsoft Word、Excel、PowerPoint)を成果物とする。

なお、成果物の提出に当たっては、事前に県の確認を受け、承認された上で提出すること。

ア 提出書類及び部数

報告書 10部

上記報告書、添付書類、データ等を電子的に記録した媒体
(Microsoft Word、Excel) 2枚

イ 報告書の仕様

A4版くるみ製本又はA4の用紙に印刷しファイルに綴じて提出

(2) 中間報告(予定)

ア 第1回検討委員会(令和5年9月又は10月を予定)までに、2(1)で実施した調査結果(中間報告①)に係る資料を提出すること。

イ 第2回検討委員会(令和5年11月又は12月を予定)までに、2(2)で実施した調査・分析結果(中間報告②)に係る資料を提出すること。

ウ 第3回検討委員会(令和6年2月又は3月を予定)までに、2(1)～(2)に係る最終報告書(素案)を提出すること。

※ ア、イ及びウについては、各々検討委員会の資料として活用し、提出時期や提出範囲等は、検討委員会の開催時期に応じて県と協議の上決定する。

(3) 成果物の帰属

成果物の管理及び権利の帰属は、すべて県のものとし、県が承諾した場合を除き、受託者は成果物を公表してはならない。

5 留意事項

(1) 受託者は、県と十分協議を行いながら、本業務を遂行すること。

(2) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。

(3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。

(4) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

(5) 本業務に係る経費は、報告書の作成、発送経費等を含め、原則としてすべて委託金額に含まれるものとする。

6 その他

(1) この仕様書に定めるもののほか、本業務の実施に関して必要な事項は、県と受託者が協議の上決定するものとする。

(2) 県は、この仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等ができるものとする。